

第 22 回 日本国憲法にうっとり



子供時代の私は理科大好き人間でした。それに関係するのかどうかはわかりませんが、小学生の頃に感銘を受けた本は子供用の百科事典と源平盛衰記だけという超お粗末なものでした。「図書館で本を借りて読みましょう」、という学校の標語を尻目に、図書館を遠巻きに眺めては、虫取りに励む日々でした。当然、親になっても子供たちに本を読めとは言えませんし、言いませんでした。その役目は、私とは対照的に読書をこよなく愛する夫に一任しました。そんな私が小学生の頃に感激を受けた読み物があります。それが日本国憲法でした。

本題に入る前に、子供時代の私を取り巻く状況を説明します。私が子供だった頃は、私を含め私の遊び仲間には、塾に通うとか家庭教師に習うという子供は無く、学校が終わるとほとんどの子供は親が迎えに来るまで、外で思いのたけ遊び尽くしました。童謡の「♪カナカナ蝉が遠くで鳴いた、ヒヨコのかあさん裏木戸あけて、ヒヨコを呼んでるご飯だよ！♪」（曲名：夕方のかあさん／サトウハチロー作詞、中田喜直作曲）そのものの世界でした。「中学受験」をする子供は皆無だ



ったと記憶しています。当時の日本はまだ貧しく、子供に目を向ける余裕が無かったのでしょうか。実際、学校では、団塊の世代を象徴する「60人越えもあるぎゅうぎゅう詰めの教室」が普通で、その中に私もいました。授業風景は全く覚えていないのですが、テストがしょっちゅうあり、

テストの問題が○×式とか穴あけ問題とか、単純な形式だったのをよく覚えています。多分、大勢の児童生徒の成績を、限りある時間内で決定するのに適した形式だったのでしょうね。算数だと、似たような計算問題や面積を求める問題が繰り返し出題されるため、無意識に、 $12 \times 12 = 144$ とか $25 \times 25 = 625$ とか二桁の自乗の数をそらんじてしまいました。鶴亀算とか植木算とかもわかりです。国語は超苦手だったので、記憶から強制排除されていますが、社会科だと、テスト問題になりやすい文言に限られるせいか、その文言を用いた同じような問題が繰り返されていました。その結果、問題に出やすい文言を意味もわからずに暗記してしまうことがよくありました。

社会科で憲法を習ったときも、文言が難しくて意味はわからなかったのですが、知らず知らずに「テストによく出る文言」を覚えたようです。その結果、憲法の前文のほとんどと条文をいくつか覚えてしまいました。国語辞典を片手に前文を暗誦するか音読した時のことです。そのリズム感と音の響きの心地よさにうっとりしました。そして、日本国憲法がとても好きになりました。ということで、私としては、憲法は音読に限る、でした。この経験が法律の勉強につながることはありませんでしたが、憲法に注目するようになったのは確かです。勿論、内容の実感と憲法が無事生まれるまでの経緯を知るのはずっと後のことでしたが。



2024年度のNHKの朝ドラ「虎に翼」が完了しました。女性裁判官誕生をめぐる話題満載のドラマでした。ドラマの進行のカギを握るのは日本国憲法です。特に、第14条の「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」がクローズアップされました。ドラマでは14条をないがし

ろにする事案があちこちに散りばめられていました。久しぶりに憲法を紐解き、子供の頃の体験を思い出しました。憲法をリズム感と音の響きの心地よさという変わったとらえ方で高く評価し、そして、憲法が好きになり、若者になってもその重要性に眼を向け続けるようになる子供もいるんです。

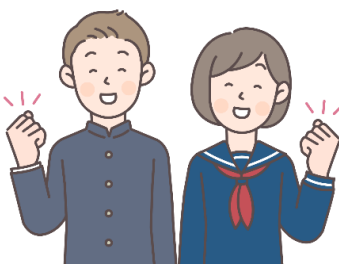
この若い頃に憲法を注視するという傾向は、同じ教育環境で育った同世代に共通するのか？という事で、例によって、比較検討のために同世代の代表として夫に問いました。若い頃に日本国憲法の素晴らしさに気付いたことがあったかと。しかし、特にない、というそっけない返事でした。そもそも日本国憲法の下で教育を受けてきたので、憲法は普通のことで、特記すべき事案ではないとの感想でした。ハテ?! 私も同じ条件下で若者時代を過ごしてきたのですが、この憲法に対する思い入れの違いは何やねん?! そしてたどり着いたのが、男性経済学研究者と女性医学研究者が社会から受ける「憲法の下での平等」の違いではないか、でした。小学校から高校の間で



は、夫同様私もあからさまな男女不平等を感じたことはありませんでした。

経済学に進んだ夫は、大学・大学院教育やその後の研究でセクハラやパワハラを受けることなく穏やかな研究生活を続けることができたとのことでした。

いわく、「経済学では研究対象となる経済行動を行う人は「自由で平等」である



ることを前提としている。そのため教育者と学生の間や研究者間でパ

ワハラなどの差別行動が起こらないのだろう」とのことです。一方、

私が受けた医学教育の状況はそれとは全く異なるものでした。医学部

の学部生の段階（1975～1980年ごろ）で、特に外科系の講義やポリ



クリ（今のクリクラ）で、セクハラ・パワハラと思しき

事例に度々遭遇しました。そのうちに、適当にあしらう

術を体得して、女子学生は全員無事に卒業して医師になり

りました。入局後は、私を含め新人医師は男女を問わず



パワハラに泣かされました。女性医師にはこれに、暗黙の昇進の壁が立ちはだかりました。実際、私が入局した総勢 100 人前後の医師からなる内科の教室には、最高職位の女性は講師で、しかも 1 名だけでした。大学の医学部だけではなく周りの社会でも、就労後の女性には厳然とした男女賃金格差と昇進を阻止する壁が高くそびえていました。夫の 1 歳上の姉も、入行同期の男性職員に比べて客観的に仕事ができても、女性職員の昇進はことごとく阻まれる、と泣いていたと聞きます。これが「法の下での平等をうたう日本国憲法」下で若い私が体験、そして見聞きしたことです。この状況が私に「憲法」の素晴らしさを強く意識させ続けたのだと思います。

時は流れましたが、まだまだ憲法にうっとりし続けたいといけないうですね。

